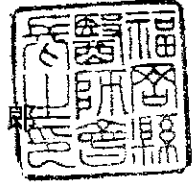




福岡医発第594号(地)

平成15年6月18日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原敬次郎

平成15年度地域診療情報連携推進事業について

初夏の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記事業につきまして、福岡県保健福祉部より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴職におかれましてもご了知のうえ、該当する医療機関がございましたら、必要書類を提出いただきますよう、貴会管内の医療機関へ周知方ご高配のほどよろしくお願いいたします。

記

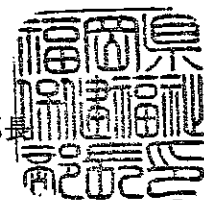
1. 補助事業名 地域診療情報連携推進事業
2. 補助条件等 別紙実施要綱のとおり
3. 提出期限 平成15年6月27日(金)
4. 提出先及び問い合わせ先
福岡県保健福祉部医療指導課医務係
〒812-8577
福岡市博多区東公園7番7号
担当 稲永
TEL 092-643-3273

15医指医第27号の12

平成15年 6月11日

(社)福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(医療指導課)



平成15年度地域診療情報連携推進事業について

標記のことについて、厚生労働省から別紙のとおり事業計画の提出に係る通知がありましたので、貴会会員に対する周知方よろしくをお願いします。

なお、事業を計画される医療機関については、平成15年6月27日(金)までに事業計画を当課まで提出されるよう、併せて、周知方よろしくをお願いします。

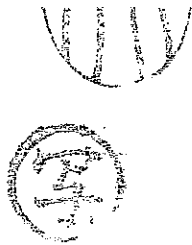
問い合わせ先

福岡県保健福祉部医療指導課

医務係 稲永

電話 092-643-3273



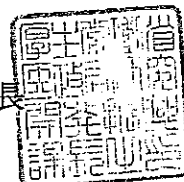


医政研発第0605001号

平成15年6月5日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課長



平成15年度地域診療情報連携推進事業に係る事業計画の提出について

平成15年度における標記事業に係る国庫補助事業の執行にあたっては、当該補助事業の補助効果等を考慮し、効率的な配分を行うこととしています。

ついては、下記により事業計画を提出していただきたいので、準備方よろしく御配慮願います。

なお、事業内容については、別添「平成15年度地域診療情報連携推進費補助金交付要綱（案）」及び「平成15年度地域診療情報連携推進事業実施要綱」のとおりですが、変更となる場合があるのでご留意願います。

記

1. 研究開発振興課医療技術情報推進室所管事業（募集事業）

地域診療情報連携推進費補助金

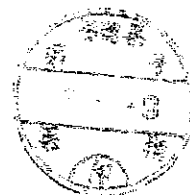
地域診療情報連携推進事業

2. 事業計画書の様式

別添の様式にて提出願います。

3. 事業計画書の提出期限

平成15年6月30日（月）



地域診療情報連携推進事業計画書

事業区分	地域診療情報連携推進事業
------	--------------

計画年度	平成15年度
------	--------

開設者名	施設名	所在地

1. 医療施設の概要

1. 医療施設の概要

許可病床数（平成15年 月 日現在）									
一	般	療養病床	精	神	感 染 症	結 核	計	(うち ICU)	(うち CCU)
	床	床	床	床	床	床	床	床	床
標 榜 診 療 科 名									
内科・心療内科・精神科・神経科・呼吸器科・消化器科・循環器科・アレルギー科・ リウマチ科・小児科・外科・整形外科・形成外科・美容外科・脳神経外科・呼吸器外 科・心臓血管外科・小児外科・皮膚泌尿器科・性病科・こう門科・産婦人科・眼科・ 耳鼻いんこう科・気管食道科・リハビリテーション科・放射線科・歯科・その他（ ）									
一日平均外来患者数					名（14. 4. 1～15. 3. 31）				
一日平均入院患者数					名（14. 4. 1～15. 3. 31）				
（今回の事業を行うきっかけ）									

2. 連携事業の概要

現状、全体計画、連携施設名などを具体的に

（注）見積書、概念図、その他参考資料を適宜添付し、施設毎に作成願います。

また、別紙資料1～4につきましてもあわせて作成願います。

（担当：医療技術情報推進室管理係）

- (1) 電子カルテによるネットワーク化が地域医療にもたらす効果とその効果を生み出す仕組みについて、A4 1枚程度で記載をお願いします。

- (2) 電子カルテによるネットワーク化が医療にもたらす効果を検証する
具体的な手法について、(1)で掲げていただいた効果ひとつに対して
1. 評価の手法、 2. 具体的な評価指標、 3. 実証期間(予定) を
それぞれ各一枚に記載してください。

○評価を行う効果 _____

1. 評価の手法

2. 具体的な評価指標

3. 実証期間(予定) H15. ~ H16.

- (3) 今回事業を行う地域で、現在すでに行われている地域医療連携の概要（実績）と今後の構想（未確定なもので結構）をA4 1枚程度で記載してください。

- (4) 本事業に参加する予定の医療施設の電子カルテ導入状況および
地域における医療施設の位置付けについて
(ネットワークにおける各医療施設の役割分担が明確に分かるよう
中核病院とネットワーク医療機関名毎に記載をお願いします)

中核病院名 _____

○導入システム内訳

- ・ システム構築会社 _____
- ・ ホスト/サーバマシン _____
- ・ 端末/クライアントマシン _____
- ・ 端末台数 _____
- ・ ネットワーク環境 (ハード・OS) _____
- ・ オーダー項目 (該当部分に○)

オーダーリングシステム				電子カルテ			
外来系システム		入院系システム		外来系システム		入院系システム	
基本		基本		基本		基本	
予約		予約		画像		画像	
投薬		投薬		検査		検査	
注射		注射		サマリー		サマリー	
検査		検査					
画像診断		画像診断					
薬剤		薬剤					
材料		材料					
その他		食事					
		その他					

・ 研究・診療DBの有無

有・無

○医療施設の地域における位置付け

ネットワーク機関名

診療科

病床数

○ネットワークにおける医療機関の役割分担

平成15年度地域診療情報連携推進事業実施要綱

1. 目的

この事業は、電子カルテシステムを用いたネットワークを活用することにより、二次医療圏における複数の医療施設が連携をして地域の医療を提供する体制を構築することを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県、市町村、その他厚生労働大臣が認める者

3. 事業内容

病診連携や医療機能分化、医療の地域偏在解消のため医療機関に電子カルテシステムの導入を図り、地域医療ネットワークを構築することにより、情報化が医療の質の向上、効果的医療提供体制整備、情報公開の推進等に有用であることを実証し、その効果とともに実現方法を広く公表することを事業内容とする。

4. 整備対象

電子カルテシステムを用いた地域医療連携の充実に必要な備品購入費
(ネットワーク構築費、取付工事料を含む。)

5. 補助条件

- (1) 本事業を行うことにより、従来より充実した地域医療の提供体制を構築する試みが提言されていること。
- (2) 医療の情報化がもたらす効果を検証し、公表すること。
(より有効で客観的な指標を用いること)
- (3) すでに何らかの地域医療連携体制が行われており、かつ電子カルテ等の情報システムの導入がなされていること。
- (4) 厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター(病名、処置・手術、医薬品、検査、医療材料)を使用すること。
- (5) 審査支払機関に対し、磁気テープ・フレキシブルディスク・光ディスクを用いたレセプトの電子的請求を行うこと。
なお、レセプトの電子的請求を開始した場合には、1ヶ月以内にその事実を証する書類を厚生労働大臣に提出すること。
- (6) 医療機関間で電子的に情報交換する際の規格は、下記を実装すること。
 1. HL 7 Ver. 2.4以降およびHL 7 Ver. 3(XML形式)
 2. DICOM規格

(別紙)

平成15年度地域診療情報連携推進費補助金交付要綱(案)

(通則)

- 1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、電子カルテシステムを用いたネットワークを活用することにより、二次医療圏における複数の医療施設が連携をして地域の医療を提供する体制を構築することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が平成15年6月5日医政発第0605002号厚生労働省医政局長通知の別添「平成15年度地域診療情報連携推進事業実施要綱」に基づいて行う電子カルテシステムを用いたネットワーク整備事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	電子カルテシステムを用いた地域医療連携の充実に必要な備品購入費(ネットワーク構築費、取付工事料を含む。)

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
 - イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管していなければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、平成15年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、平成16年1月31日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 国は、6若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

- 9 この補助金の事業実績報告は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は平成16年4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(その他)

- 10 特別の事情により、4、6、7及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。